

旅客営業規則 新旧対照表

改 定	現 行	備 考
<p>旅客営業規則</p> <p style="text-align: right;">2018年4月1日規則第38号</p> <p>(通勤定期券の発売)</p> <p>第33条 通勤のため乗車する者、その他常時、区間及び経路を同じくして、順路によって乗車する者が、通勤定期券購入申込書に必要事項を記入して提出した場合は、次の各号の条件を満たすものに通勤定期券を発売する。</p> <p><u>縦 21cm 横 29.7cm</u></p>	<p>旅客営業規則</p> <p style="text-align: right;">2018年4月1日規則第38号</p> <p>(通勤定期券の発売)</p> <p>第33条 通勤のため乗車する者、その他常時、区間及び経路を同じくして、順路によって乗車する者が、通勤定期券購入申込書に必要事項を記入して提出した場合は、次の各号の条件を満たすものに通勤定期券を発売する。</p> <p><u>縦 17.9cm 横 9.1cm</u></p> <p style="text-align: center;"><u>表</u> <u>裏</u></p>	

通勤・通学定期券・ICOCA定期券購入申込書兼子どもICOCA購入申込書(太枠のみ記入)

フリガナ				私いまし時に使用する4桁の暗証番号	
お名前	男・女			ピンク色の券発機で拡張しをする際に必要となります。	
ご住所	〒				
生年月日	西暦	年	月	日生	電話番号

※ 以下の数字は暗証番号として設定することはできません。
 ・連続した数字(1111等)
 ・生年月日(西暦年4桁または月日4桁)と同じ数字
 ・電話番号(下4桁)と同じ数字
 ※ 地下鉄・バス連絡定期券(バス2キロメートル未満)、バス定期券(2キロメートル未満)、地下鉄・BRT連絡定期券、実習定期券については、ピンク色の券発機で拡張できないため、暗証番号の設定は必要ありません。

磁気定期券	新規	通勤	大人	現金
ICOCA定期券			小児	
子どもICOCA定期券	継続	通学	特別割引	クレジット
子どもICOCA				

定期券	地下鉄・バス・地下鉄バス連絡・共通全線
区間(私鉄を含む)	() 経由) 駅まで
バス乗車区間	バス全線 昼間割引 いまどとライナー () 経由) から まで

適用開始日	年 月 日から	1か月	3か月	6か月
-------	---------	-----	-----	-----

通学先(学校名)	学年	年
----------	----	---

ICOCA定期券を購入される方へ	カード検索番号	紛失再発行手続きの際、カードの検索に使用いたします。(4桁の数字をお選びください。)
	定期券の有効期間以外も交通利用を	しない する

※ 「しない」に○をされた場合、期限切れに気づかずにご利用できないよう、定期券の有効期間は改札機がご利用できなくなります。(後日、設定変更することが可能です)
 ※ 通学証明書をお持ちの方は記入する必要はありません。
 ※ 通学証明書をお持ちでない方は、下記の項目及び乗車区間を学校が記入、押印することにより通学証明書としてお使いいただけます。
 ※ 指定学校のみ指定番号を記入してください。

通学証明書欄	学校名				学校代表者職印
	学年	部・科	年	*指定番号	
	電話				発行番号
	所在地	〒			

【ICOCAについて】
 ・新たにICOCAをご購入の際にはデポジット(預かり金)が必要です。
 ・ICOCAは他の乗車券との併用はできません。
 【個人情報の取扱い】
 ・ご記入いただいた個人情報は、定期券やICOCAの発売業務に使用するほか、紛失時など、お客さまへご連絡が必要とあるときに使用いたします。また、ICOCAの場合、紛失再発行時などに本人確認や必要な連絡をさせていただくためにICOCAを発売する他社様に提供いたします。
 【紛失した場合】
 ・磁気定期券を盗難または紛失された場合、再発行いたしません。
 ・ICOCA定期券・子どもICOCAは紛失しても再発行が可能です。ただし、手数料と再発行するICOCAのデポジット(預かり金)をいただきます。
 【拡張について】
 ・拡張の際は本人確認のため、公的証明書が必要です。
 ・クレジットカードで購入された場合は、購入時のクレジットカードが必要です。
 ・適用開始後8日以上経過した場合は、有効期間が1か月以上残っていない場合は、拡張をいたしません。

※券番号	係員記入欄	※金額
		円

大阪市高速電気軌道株式会社

通勤・通学定期券・ICOCA定期券購入申込書兼子どもICOCA購入申込書

カナ				
お名前	株	男	女	歳

月生	西暦	年	月	日生
電話				

〒				
住所				

新規	通勤	磁気定期券	大人	現金
		ICOCA定期券	小児	
継続	通学	子どもICOCA定期券	特別割引	クレジット

共通全線	() 経由)
駅から	駅まで

バス全線	昼間割引	いまどとライナー	() 経由)
から	まで		

適用開始日	1か月	3か月	6か月
	年	月	日から

学	学
年	年
カード検索番号	紛失再発行手続きの際、カードの検索に使用いたします。(4桁の数字をお選びください。)
定期券の有効期間以外も交通利用を	しない する

※ 「しない」の場合、期限切れに気づかずにご利用できないよう、定期券の有効期間は改札機がご利用できなくなります。(後日、設定変更することが可能です)
 ※裏面のご案内もご確認ください。

※通学証明書をお持ちの方は記入する必要はありません。
 ※通学証明書をお持ちでない方は、下記の項目及び乗車区間を学校が記入、押印することにより通学証明書としてお使いいただけます。
 ※指定学校のみ指定番号を記入してください。

学校名				学校代表者職印
学年	部・科	年	*指定番号	
電話				発行番号
所在地	〒			

【ICOCAについて】
 ・新たにICOCAをご購入の際にはデポジット(預かり金)が必要です。
 ・ICOCAは他の乗車券との併用はできません。

【個人情報の取扱い】
 ・ご記入いただいた個人情報は、定期券やICOCAの発売業務に使用するほか、紛失時など、お客さまへご連絡が必要とあるときに使用いたします。また、ICOCAの場合、紛失再発行時などに本人確認や必要な連絡をさせていただくためにICOCAを発売する他社様に提供いたします。

【紛失した場合】
 ・磁気定期券を盗難または紛失された場合、再発行いたしません。
 ・ICOCA定期券・子どもICOCAは紛失しても再発行が可能です。ただし、手数料と再発行するICOCAのデポジット(預かり金)をいただきます。

【拡張について】
 ・拡張の際は本人確認のため、公的証明書が必要です。
 ・クレジットカードで購入された場合は、購入時のクレジットカードが必要です。
 ・適用開始後8日以上経過した場合は、有効期間が1か月以上残っていない場合は、拡張をいたしません。

※券番号	係員記入欄	※金額
		円

ET
 JR

(使用開始前の定期運賃及び料金等の払戻し)

第123条 旅客は、通用開始日前の定期券が不要となった場合は、その定期券を定期券発売所に提出又は自動券売機に投入（発売時に4桁の暗証番号を設定している定期券の投入に限る。）して、既に支払った運賃及び料金の払戻しを請求することができる。この場合、旅客は、手数料として1枚につき220円を支払うものとする。

2 旅客は、通用開始日前の1日乗車券及び使用開始前の回数券（通用期間内のものに限る。）が不要となった場合は、第19条第1項に規定する発売場所に提出して既に支払った運賃及び料金の払戻しを請求することができる。この場合、旅客は、手数料として1枚につき220円を支払うものとする。

(使用開始後7日以内の定期運賃及び料金の払戻し)

第125条 旅客は、定期券の使用開始後7日以内にその定期券が不要となった場合は、その定期券を定期券発売所へ提出又は自動券売機に投入（発売時に4桁の暗証番号を設定している定期券の投入に限る。）したとき、既に支払った運賃及び料金からその定期券の券面に表示された区間を1日1往復乗車したのとして、普通運賃及び料金に使用経過日数（請求当日を含む。）を乗じて得た額を差し引いた残額の払戻しを請求することができる。この場合、旅客は手数料として定期券1枚につき220円を支払うものとする。なお、共通全線定期券の場合は、既に支払った運賃及び料金から1日乗車運賃及び料金に使用経過日数（請求当日を含む。）を乗じて得た額を差し引いた残額の払戻しを請求することができる。

(使用開始後8日以上定期運賃及び料金の払戻し)

第126条 旅客は、定期券の使用を開始した後、その定期券が不要となった場合は、通用期間内である場合に限って、これを定期券発売所へ提出又は自動券売機に投入（発売時に4桁の暗証番号を設定している定期券の投入に限る。）して、既に支払った定期運賃及び料金から使用経過月数に相当する定期運賃及び料金を差し引いた残額の払戻しを請求することができる。この場合、旅客は手数料として定期券1枚につき220円を支払うものとする。

(使用開始前の定期運賃及び料金等の払戻し)

第123条 旅客は、通用開始日前の定期券及び1日乗車券並びに使用開始前の回数券（通用期間内のものに限る。）が不要となった場合は、これを定期券については定期券発売所、回数券又は1日乗車券については第19条第1項に規定する発売場所に提出して既に支払った運賃及び料金の払戻しを請求することができる。この場合、旅客は、手数料として1枚につき220円を支払うものとする。

(使用開始後7日以内の定期運賃及び料金の払戻し)

第125条 旅客は、定期券の使用開始後7日以内にその定期券が不要となった場合は、その定期券を定期券発売所に提出したとき、既に支払った運賃及び料金からその定期券の券面に表示された区間を1日1往復乗車したのとして、普通運賃及び料金に使用経過日数（請求当日を含む）を乗じて得た額を差し引いた残額の払戻しを請求することができる。この場合、旅客は手数料として定期券1枚につき220円を支払うものとする。なお、共通全線定期券の場合は、既に支払った運賃及び料金から1日乗車運賃及び料金に使用経過日数（請求当日を含む）を乗じて得た額を差し引いた残額の払戻しを請求することができる。

(使用開始後8日以上定期運賃及び料金の払戻し)

第126条 旅客は、定期券の使用を開始した後、その定期券が不要となった場合は、通用期間内である場合に限って、これを定期券発売所に提出して、既に支払った定期運賃及び料金から使用経過月数に相当する定期運賃及び料金を差し引いた残額の払戻しを請求することができる。この場合、旅客は手数料として定期券1枚につき220円を支払うものとする。

附 則

この規則は、2023年7月1日から施行する。

I C 証票取扱規則 新旧対照表

改 定	現 行	備 考
<p>I C 証票取扱規則</p> <p style="text-align: right;">2018年4月1日規則第41号</p> <p>(払戻し)</p> <p>第45条 SFの払戻しは、行わないものとする。ただし、次の各項については除く。</p> <p>7 旅客は、I C O C A 定期券が不要となった場合、又は定期券機能のみが不要となった場合は、これを定期券発売所へ提出又は自動券売機に投入(発売時に4桁の暗証番号を設定している定期券の投入に限る。)したときに、次の各号の条件を満たす場合に限り、払戻しを請求することができる。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p><u>この規則は、2023年7月1日から施行する。</u></p>	<p>I C 証票取扱規則</p> <p style="text-align: right;">2018年4月1日規則第41号</p> <p>(払戻し)</p> <p>第45条 SFの払戻しは、行わないものとする。ただし、次の各項については除く。</p> <p>7 旅客は、I C O C A 定期券が不要となった場合、又は定期券機能のみが不要となった場合は、これを定期券発売所に差し出したときに、次の各号の条件を満たす場合に限り、払戻しを請求することができる。</p> <p>—</p>	

大阪シティバス株式会社との連絡運輸規則 新旧対照表

改 定	現 行	備 考
<p>大阪シティバス株式会社との連絡運輸規則 2018年4月1日規則第43号</p> <p>第15条 連絡乗車券の様式は、次のとおりとする。</p> <p>(2) 連絡定期券</p> <p>ア 通勤定期券</p> <p>(イ) 乗合自動車全線</p> <p>(再購入後の払戻し)</p> <p>第28条 旅客が定期券を紛失して再び購入後、紛失した定期券を発見し新券とともに旧券を呈示し、払戻しの請求をした場合は、<u>新券</u>について払戻しの取扱いをすることができる。</p> <p>2 前項の払戻しをする場合は、<u>日割額に残通用日数(請求当日は含まない。)</u>を乗じて端数計算した額から手数料220円を差し引いた額を払戻しするものとする。</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>本規則は、2023年7月1日から施行する。</u></p>	<p>大阪シティバス株式会社との連絡運輸規則 2018年4月1日規則第43号</p> <p>第15条 連絡乗車券の様式は、次のとおりとする。</p> <p>(2) 連絡定期券</p> <p>ア 通勤定期券</p> <p>(ア) 乗合自動車全線</p> <p>(再購入後の払戻し)</p> <p>第28条 旅客が定期券を紛失して再び購入後、紛失した定期券を発見し新券とともに旧券を呈示し、払戻しの請求をした場合は、<u>旧券</u>について払戻しの取扱いをすることができる。</p> <p>2 前項の払戻しをする場合は、<u>第21条の規定を準用</u>する。</p> <p>—</p> <p>—</p>	